

伊丹市ボートレース事業局公営企業会計システム構築業務仕様書

1 業務の目的

伊丹市ボートレース事業公営企業会計システム構築業務(以下「本業務」という)は、伊丹市ボートレース事業局(以下「本局」という)において、地方公営企業法の適用にあたり会計業務の効率化及び適切な経営を支援する公営企業会計システム(以下「本システム」という)の構築、運用保守を行う業務である。

なお、今回構築するシステムはデータセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、長期にわたるITコストの抑制と安定的なシステム運営を実現するものであり、構築する新システムはLGWAN回線を利用したLGWAN-ASP方式とする。

2 遵守事項

本システム一式の発注を受けた者(以下「受注者」という)は、本業務の履行にあたっては、本仕様書、地方公営企業法、同法施行令、同法施行規則、その他の関係法令・通達、伊丹市条例及び規則等を遵守するとともに、本局の指定する職員の指揮監督に従い、誠実に行わなければならない。また、本業務の従事者は、公営企業会計、情報処理の各々について、専門的な知識と経験を有する担当者により構成するものとし、秩序正しく業務を行わなければならない。

3 業務の範囲

本業務は以下の業務を委託するものとする。

システム構築業務

- ① 本システムの構築業務
- ② 本システムを利用するためのデータセンターの構築
- ③ 本システムを利用するためのデータ構築業務
- ④ 本システムを利用するための研修業務

システム運用保守業務

- ⑤ 本システムの運用・保守業務

4 業務期間

令和6年4月1日から使用するシステムの構築及びシステム運用保守業務(令和6年4月1日から令和11年3月31日)

5 本システムの機能

- (1) 本システムは下記の各業務機能を有するものとし、詳細については別紙「機能要件書」の内容を達成できるようにシステムを構築するものとする。

- ① 予算編成業務
 - ② 予算書作成業務
 - ③ 繰越予算業務
 - ④ 支出管理業務
 - ⑤ 収入管理業務
 - ⑥ 日次・月次監査資料作成業務
 - ⑦ 決算管理業務
 - ⑧ 決算統計業務
 - ⑨ 固定資産管理業務
- (2) 本システムは総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されていること。
- (3) 新システムを導入するにあたり、本市の既存の運用とフィットアンドギャップ分析を行いギャップが発生する場合には本市と相談の上そのギャップを解消し、報告書にとりまとめること。なお、それにかかる費用は今回の提案金額に含むこととする。

6 動作環境

- (1) Windows10以降のOSに対応すること。また、本局が使用するプリンターに対応すること。
- (2) 本システムを利用する場所は、庁内LANが接続されている施設とし、クライアント及びプリンターはLGWAN回線が利用可能な端末とする。
- (3) システムの利用台数は11台とするが、今後利用台数が増えた場合にも対応できること。

7 データセンター

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切な内容を提案すること。

- ① データセンターは総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービスとして認定されているものであること。また、データセンター提供者は災害対策基本法指定公共機関として登録されているものであること。
- ② データセンター側の回線は、総合行政ネットワーク ASP アプリケーションが快適に稼働する帯域を確保すること。
- ③ 災害時にも業務を継続できるよう、遠隔地へデータをバックアップする仕組みを備えていること。
- ④ システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- ⑤ クライアントパソコンのOSのバージョンアップ等に対応できること。

- ⑥ サーバーに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。

8 セキュリティ要件

- (1) セキュリティ上の脆弱性やその他システムの安定稼働に影響を及ぼす不具合等が生じた場合には、システム早退に対する影響の有無や対応の可否を含めて情報提供を行うこと。また、脆弱性を解消するためのセキュリティ更新プログラムが発表された場合には、サーバーに対する適用の可否を検証し、本市に報告すること。
- (2) データセンター設備については、ウイルス対策を使用するとともに、ファイヤーウォールを設置する等、コンピューターウイルスの侵入等を防止する対策に万全を期すること。
- (3) 本業務に携わる社員に対しては、個人情報の取扱いを含むセキュリティ教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

9 システム要件

- (1) 共通事項

別紙「企業会計システム機能要求書(様式7-1)」の内容をすべて満たすものとし、要件を満たせない場合にはカスタマイズを行い対応すること。

- (2) データ移行

データ移行の範囲は以下の通りとする。

- ① 科目、部署情報
- ② 債権者、債務者情報
- ③ 金融機関情報
- ④ 既存システム内すべての予算、決算値情報
- ⑤ 固定資産情報
- ⑥ 平成26年度から令和5年度までの全伝票情報

なお、現行システムのデータ抽出に係る費用については、既存業者から見積もりを受領し本業務の提案金額に含めること。

- (3) 研修業務

研修業務の内容は以下の通りとする。

- ① 導入システムの操作にかかる研修
 - ・予算編成及び予算書作成の操作にかかる研修(令和6年10月)
 - ・予算執行関係の操作にかかる研修(令和6年4月)
 - ・決算関連、消費税計算関連業務にかかる研修(令和6年4月)
 - ・固定資産の操作にかかる研修(令和6年4月)
- ② システムマスタ関連の作成にかかる研修(令和6年4月)
- ③ 操作マニュアル・運用マニュアルの提供

- ④ 本稼働開始までに既存の運用と変更となる部分について説明資料を作成し、別途研修を行うこと。

(4) 運用・保守業務

受注者は、本仕様書の要件を満たす品質・性能等を継続して提供するために、システム更新及びバージョンアップを行い、正常な稼働を保証すること。

- ① 提供するシステムは、LGWAN-ASPによる認証を行い、本局以外(サポート環境を除く)からのアクセスを不可能とすること。また、24時間365日(メンテナンス及びバックアップ時間を除く)稼働できることとし、基本稼働時間は平日9時から17時30分までとする。
- ② システムバージョンアップ等の作業はシステムの運用に支障のないよう本局と協議の上決定すること。
- ③ ソフトウェア保守について、法改正等の軽微な更新はシステム利用料の範囲内で対応すること。なお、通常の保守では更新できない大幅な変更が必要となった場合は別途協議するものとする。
- ④ 導入時だけでなく本局が希望した場合は人事異動時により新たに担当となった職員にも操作研修を行うこと。
- ⑤ システムの操作方法を解説したマニュアルを提供すること。
- ⑥ 決算時、予算時等重要作業については、直接訪問し、運用や操作、経理等を支援するサポート体制が構築できること。
- ⑦ 本局からの問合せは、本局から電話と電子メールで行うこととする。なお、システム障害を含む緊急を要する問合せに対しては早急にリモートサポートにより対応し、必要に応じて現地に訪問し対応すること。なお、リモート保守ができる環境は受注者が用意し、環境の構築・維持のための費用は受注者負担とする。
- ⑧ システム導入時、運用時のサポートは同一SEが一貫して担当すること。
- ⑨ 基盤及び本システムに関する窓口を一本化した体制を整えること。

10 成果物

以下のものを成果物として納品すること。また、マニュアル類と設計資料については、電子ファイルも媒体にて提出すること。

- ① 操作マニュアル
- ② 保守体制図
- ③ 打ち合わせ議事録
- ④ カスタマイズ設計図

11 その他

- (1) 資料等の提供及び返還

- ① 本局は受注者に対し、本業務に必要な資料、機器及び設備等(以下「資料等」という。)の開示、貸与等を行うものとする。
 - ② 受注者は、本局から提供を受けた資料等を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。
 - ③ 資料等の提供にかかる費用は、受注者が負担する。
- (2) 業務における情報の取扱
- ① 受注者は、本業務に伴い取得した情報(貸与資料等を含む。)を搬送する時は、施錠された鞆等を用いるとともに、保管に際しては施錠可能な保管庫に施錠して保管する等、情報の漏えい、き損、紛失又は盗難等が発生しないよう厳重に管理しなければならない。
 - ② 受注者は、本業務に伴い取得した情報(貸与資料等を含む。)の漏えい、き損、紛失又は盗難等の損害が発生した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従い必要な措置を講じなければならない。
 - ③ 受注者は、発注者の承認を得ず第三者へ本業務に伴い取得した情報(貸与資料等を含む。)を提供、契約目的外の利用、複写又は廃棄等を行ってはならない。
 - ④ ①から③までは、契約期間の終了後又は契約解除後においても同様とする。
 - ⑤ 受注者は、本業務に伴い取得した情報(貸与資料等及び複写したものを含む。)について、目的が達成された時は、直ちに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者が廃棄方法等を指定した上で、返却不要の旨を指示したものを除く。
- (3) 納入
- ① 受注者は、本システムを構築・設定して、発注者に対して納入すること。
 - ② 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (4) 検収
- ① 本局の命じた検査員(以下「検査員」という。)は、納入物を検査し、本仕様書及びこれらに関連する文書等と、本システムが合致するか否かを検査するものとする。
 - ② 発注者は、本システムが前項の検査に合格しない場合、修正を求めるものとし、受注者は、協議の上定めた期限内に無償で修正して発注者に納入し、発注者は必要となる範囲で、所定の検査を再度行うものとする。
 - ③ 検査の合格をもって、本システムの検収完了とする。
 - ④ 検査以外にも、履行の確保のため発注者が必要と判断した場合は、確認検査を実施することがある。
 - ⑤ 受注者は、発注者から成果物等についての説明及び資料提出を求められた場合は、速やかに応じるものとする。
- (5) 特許権等の帰属
- ① 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下「発明等」

という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

- ② 受注者は、①に基づき特許権等を保有することとなる場合、発注者に対し、発注者が本契約に基づき本システムを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、係る許諾の対価は、使用料に含まれるものとする。

(6) 著作権の帰属

- ① 本業務遂行の過程で生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、発注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものとする。
- ② 受注者は、本システムに係る著作物のうち自己が著作権を持つもの及び前条に従って自己に帰属するものについて、発注者に対し、発注者が本システムを本契約の条件に従って利用できるように利用許諾し、これについて著作者人格権を行使しない。なお、係る許諾の対価は、使用料に含まれるものとする。

(7) 使用する言語

本業務にて、使用する言語は日本語とする。

(8) 疑義の決定

本仕様書記載事項、その他について疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い発注者及び受注者で協議して定めるものとする。